

山梨県立図書館の図書館資料等の複製に関する取扱要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、山梨県立図書館運営規則（平成二十四年山梨県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第八条及び山梨県立図書館利用規程第十一条の規定に基づき、山梨県立図書館（以下「県立図書館」という。）が行う図書館資料並びに県立図書館内で閲覧できるインターネット情報及びオンラインデータベース情報（以下「資料等」という。）の複製（図書館資料（電子資料を除く。）にあつては電子式複写等により複製した物の提供、電子資料、インターネット情報及びオンラインデータベース情報にあつては用紙に出力した物の提供をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(責任の所在)

第二条 資料等を複製した物（以下「複製物」という。）の提供を受けた者及びその使用者は、著作権等に関するすべての責任を負う。

(複製の範囲)

第三条 利用者は、次のいずれかに該当する資料等の複製物の提供を申し込むことができる。

- 一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項第一号に規定する著作物の一部分
- 二 著作権法第十三条に規定する著作権の目的とならない著作物、又は著作権の保護期間を経過していることが明らかである資料等
- 三 自由利用マーク等により著作権者がその著作物の複製を事前に許諾している場合における自由利用マーク等が示す許諾の範囲内の資料等
- 四 利用者があらかじめ著作権者の許諾を得ており、申込時に許諾書を提出する場合における許諾の範囲内の資料等
- 五 インターネット情報のうち、山梨県又は県立図書館に著作権があるもの
- 六 電子資料又はオンラインデータベース情報のうち、契約時に用紙に出力した物の提供が認められているもの

(複製の制限)

第四条 規則第八条第二項第二号のその他館長が複製物を提供することを不相当と認める図書館資料とは、次のとおりとする。

- 一 逐次刊行物の最新号

- 二 入手時の条件で複製できない資料等
- 三 破損しやすいもの等資料保存の観点から不適当な資料等
- 四 マイクロフィルム等の代替資料がある新聞等の原紙
- 五 個人情報保護等の観点から不適当な資料等
- 六 その他館長が不適当と認めた資料等

(複製の方法)

第五条 資料等の複製は、県立図書館に設置する機器（電子式複写機、マイクロリーダープリンター又はパソコン席専用プリンターをいう。）を使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、利用者は、県立図書館内において自らの機器により資料等を複製することができる。ただし、複製の方法及び場所は館長の指示に従わなければならない。

- 一 損傷のおそれがあり電子式複写機による複製に適しない資料等であって、利用者の機器による複製が適当な場合
- 二 掲載、放映等を目的とするため、県立図書館に設置された機器以外による複製が必要な場合

(申込手続き)

第六条 規則第八条第一項の複製申込書は、サービスカウンターに提出し、又は郵送、ファクシミリ若しくは電子メールにより送付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、掲載、放映等を目的として資料等を複製しようとする者は、図書館資料撮影掲載等許可申請書（第一号様式）を提出し、館長が発行する図書館資料撮影掲載等許可証（第二号様式）の交付を受けなければならない。

(費用負担)

第七条 複製物の提供を受ける者は、次の表に定める複製に要する費用を負担しなければならない。

電子式複写	山梨県情報公開条例施行規則（平成十二年山梨県規則第三号）別表第一に定める額を基準として館長が定める額
マイクロ資料からの引伸印画	
プリンターによる用紙への出力	

2 複製物を送付する場合に要する費用は複製物の提供を受ける者が実費を負担するものとし、前項の費用とともに現金書留、郵便為替又は郵便小為替で後納しなければならない。

(取扱時間)

第八条 県立図書館に設置する機器により複製する場合には、閲覧エリアの開館時刻から閉館時刻の十五分前までの間に複製申込書を提出しなければならない。

(他館への複製依頼)

第九条 利用者は、希望する複製物の提供に係る資料等が県立図書館で所蔵しておらず、かつ他の図書館等での所蔵を確認できた場合は、県立図書館を経由して他の図書館等へ依頼することができる。

2 依頼できる図書館等は、次のとおりとする。

- 一 国立国会図書館
- 二 図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館をいう。）
- 三 大学に附属する図書館
- 四 その他館長が適当と認める施設

(他館資料の複製の申込手続き等)

第十条 他館資料の複製を希望する者は、他館資料複製申込書（第三号様式）をサービスカウンター又は児童カウンターへ提出しなければならない。

2 料金、支払い方法等は依頼先の図書館等の規定によるものとし、申込者は、複製に要するすべての費用を負担する。

(相互貸借で借受けた資料の複製)

第十一条 相互貸借により他の図書館等から借受けた資料は、貸出館が県立図書館での複製を許可した場合に限り、県立図書館に設置する機器により複製することができる。

2 複製の範囲、手段等は貸出館の指示によるもののほか、第三条及び第五条から第八条までの規定を準用する。

3 貸出館の指示により県立図書館職員が複製を行う場合、複製物は館長が指定する日に提供する。

附 則

この要綱は、平成二十四年十一月十一日から施行する。

この要綱は、平成二十七年二月一日から施行する。

この要綱は、平成二十八年十一月一日から施行する。